

岩手県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
平 誠二	盛岡厨川整骨院	盛岡市厨川三丁目13番12	平成19年10月30日
望月 貴夫	東日本治療院	盛岡市大通三丁目3番18号 ホテル東日本盛岡519号	平成19年10月17日
樋口 正夫	”	”	”